

	2月1日現在	前月比
男	14,243	+11
女	14,383	+14
計	28,626	+25
世帯数	6,388	+1

No. 308 昭和56年2月15日発行 茨城県八郷町役場（電話 02994(3)1111代）岩本佳之 印刷 やまと印刷所



寒稽古のあとにモチつき

園部剣友会で剣道の練習に励んでいる子供たちによるモチつきが、1月25日、園部中学校体育館前で行われました。

このモチつきは、同剣友会が早朝5時から1時間、

5日間にわたって行った寒稽古の納会と鏡開きを兼ねて行われたものです。

参加した子供たちは、厳しい稽古のあとでのモチつきに楽しさも格別のようで、つき上がったモチに舌づみを打っていました。

なお、寒稽古に休まずに参加した子供たち16人には、同剣友会から表彰状と竹刀が贈られました。

今月号のごあんない

法律は幸せな暮らしの後ろ盾……………2～3P
あなたです！火事を出すのも防ぐのも……………4～5P

文化財を燃やすな！……………	4～5P
好評だった親子スキー教室、犬の乳を飲む猫……………6P	
優秀な後継者7名が受彰、やまと文芸……………7P	
お知らせ、わが家のアイドル……………8P	

法律は幸せな暮らしの後ろ盾

法律は、わたしたちが日常の社会生活を秩序正しく営んでいくために、なくてはならないものです。同時に、安全で幸せな生活を実現していくための「後ろ盾」になってくれるのも法律です。そこで、今回は、一部改正された「民法」の主な改正点（今年1月1日施行）と、わたしたちの暮らしに関係の深い「法律扶助制度」と「弁済供託制度」のあらましを紹介します。



民法の改正

配偶者の相続分が引き上げられました

配偶者の相続分が、子とともに相続するときには遺産の二分の一（今までは三分の一）、被相続人（死亡した人の）の直系尊属（両親）とともに相続すると

被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三（同三分の二）に、それぞれ引き上げられました。（民法第九〇条）

同時に、配偶者に対する相



「遺留分」が引き上げられました

「遺留分」とは、相続人が取得することを認められる最低限度の財産のことです。

これまで、遺留分は、直系卑属（子や孫）のみが相続人の場合、及び直系卑属と配偶者が相続人の場合は相続財産の二分の一、その他の場合は相続財産の三分の一と定められていました。

今回の改正では、このうち「相続財産の三分の一」とされている「その他の場合」の

中で、①配偶者のみが相続人のとき、②配偶者及び直系尊属が相続人のとき、③配偶者及び兄弟姉妹が相続人のときの遺留分が、相続財産の二分の一に引き上げられました。これは、配偶者が含まれる場合は、すべて二分の一に引き上げられたものです。（民法第一〇二八条）

兄弟姉妹の代襲相続に制限が設けられました

これまで、代襲相続（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、代わりに相続する人）の範囲が決められています。これが、今回の改正に

よって、被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相



なお、遺産相続のときの相続人同志のトラブルを防ぐために「遺言」を作つておくと便利です。自分で書くことが難しい場合は、土浦公証役場（土浦市富士崎和光ビル四階、電話〇二九八一二一六七五四）で公証人に自分の意思を述べ「公正証書」という形の遺言を作ることもできますので、ご利用ください。



「寄与分制度」が新しく設けられました

寄与分制度とは、亡くなつた人の財産を維持したり増やしたりするのに努力した相続人に対し、その分を「ご苦労賃」として上積みして相続させることを認めるものです。

寄与分制度とは、亡くなつた人の財産を維持したり増やしたりするのに努力した相続人に対し、その分を「ご苦労賃」として上積みして相続させることを認めるものです。例えば、農家や商店などで、長年父を助けて家業を続けてきた息子が、父の遺産を相続する場合、寄与分制度が適用されます。

寄与分の額は、相続人全員の話し合いで定めることになりますが、折り合いがつかないときは、寄与した相続人の請求（申立て）によつて、家庭裁判所が寄与分を定めます。（民法第九〇四条の二）

☆

☆

☆

なお、遺産相続のときの相続人同志のトラブルを防ぐために「遺言」を作つておくと便利です。自分で書くことが難しい場合は、土浦公証役場（土浦市富士崎和光ビル四階、電話〇二九八一二一六七五四）で公証人に自分の意思を述べ「公正証書」という形の遺言を作ることもできますので、ご利用ください。



弁済供託制度

上の義務がなされないこと」となり、借地（借家）人は遅延損害金の支払義務を負うとともに、地（家）主によって貸貸借契約が解除される原因にもなります。

ですから、借地（借家）人が、

こうした事態になることを避け

るために、①契約で定められ

た場所で②定められた支払日に

③定められた額の賃料を支払わ

なければなりません。

しかし、借地（借家）人が賃

料を支払おうとしても、自分の

責任でない事情で支払いができ

ない場合があります。

例えば、地（家）主が賃料の

値上げを主張して、それまでの

額の賃料を受け取らない場合や、

地（家）主が死亡してその相続

人がだれかわからず、支払先が

はつきりしない場合などがそれ

なくして裁判を起こすことができ

ない場合は、この権利も生かせません。

「法律扶助制度」は、このよ

うな「権利の泣き寝入り」を防

ぐために、裁判で勝てる見込み

がありながら裁判費用がだせな

い人に、訴訟・弁護士費用など

を立て替えるのです。

立替金は、後日償還すること

になりますが、資力がない場合

（第三条）と、法の下の平等

と裁判を受ける権利を保障して

います。

しかし、裁判に必要な費用が

法律扶助制度

日本国憲法は、「すべて国民

は法の下に平等であつて、人種、

性別、社会的身分又は門

信条、政治的、経済的又は

社会的関係において差別されな

い」（第一四条第一項）

「何人も、裁判所において裁

判を受ける権利を奪われない」

（第一四条第一項）

あなたです！

火事を出すのも防ぐのも

2/28 ~ 3/13

春の全国火災予防運動



出火原因

二〇年間たばこがトップ

出火原因の七三・六パーセントトが、私たち自身のちょっとした不注意、つまり火の不始末によるものです。（昭和五十四年中の全国での火災原因）

その出火原因のナンバーワンは、八千三百四十七件のたばこで、全火災の一三・一パーセントを占めています。これで、昭和三十五年以来二十年間連続して、たばこは出火原因のトップの座にあります。

町火災件数等の推移

	火 灾 件 数					り災 世帯	死傷者数
	建物	車両	林野	その他	計		
52年	8件	1件	8件	—	17件	3戸	—
53年	15件	—	3件	13件	31件	11戸	4人 5人
54年	11件	—	9件	2件	22件	8戸	1人 2人

55年町火災状況

	火災件数	焼損面積	損害見積額	り災世帯 4世帯	負傷者 1名
建 物	5件	496 m ²	23,474千円		
車 両	1件	1 台	100千円		
林 野	2件	46 a	194千円		
計	8件	—	23,768千円		

山火事は春とともに——春は林野火災の発生しやすいシーズンです。林野火災が春に多く起こるわけは、空気が乾燥していて枯葉や枯枝が燃えやすい状態にあること、そして、山菜取りやハイカー達が増える季節であることが、あがれられます。事実、火災のほとんどが、これらの人達のタバコやたき火の不始末によるもので、春特有の強い風によって思いもかけない大火になります。ことがあります。吸いがらは、よく消して土を

冬から春先にかけては、一番の火災シーズン——特に二月、三月は空気が非常に乾燥し、強い風が吹くことが多く、加えて暖房器具などの火気使用などもあって、一年のうちでも火災の多い時期です。

今年も、二月二十八日から三月十三日まで「春の全国火災予防運動」が展開されます。専い人命と貴重な財産を火災から守るために、一人ひとりがふだんから火の元に注意するとともに、「いざ」というときどうするかを、日々から家族みんなで話し合うなど、全員が防災意識を高める努力が大切

です。

三月は空気が非常に乾燥し、強い風が吹くことが多く、加えて暖房器具などの火気使用などもあって、一年のうちでも火災の多い時期です。

逃げる

避難のタイミング

火が天井に燃え移ったときが、初期消火の限界と判断してください。

逃げるタイミングは、この限界が目安です。

●普通の住宅の場合、窓も避難路です。「いざ」というときのため、二階以上の建物にはロープや避難はしごを用意しておきましょう。

●煙がひどいときでも、床に近いところは比較的に煙は薄いものです。できるだけ姿勢を低くはうようにして、煙を吸いこまないよう避難することが大切です。

避難の最優先

とつきの判断ができない児童

や体が動かないお年寄り、病人

などは、「いざ」というときに避難しやすい場所に就寝させてください。

また、周囲に一人暮らし、寝たきりのお年寄りなどがいる場合は、みんなで心を配つてあげてください。

なんといっても、避難の最優先は、お年寄り、幼児、身体の不自由な人が第一です。痛ましい事故を防ぐためにもこのことは必ず守り、励行しましょう。

林野火災

桜が咲いたら山火事に注意

山火事は春とともに——春は林野火災の発生しやすいシーズンです。

林野火災が春に多く起こるわけは、空気が乾燥していて枯葉や枯枝が燃えやすい状態にあること、そして、山菜取りやハイ

カー達が増える季節であることが、あがれられます。事実、火

災のほとんどが、これらの人達

のタバコやたき火の不始末によ

つて思ひもかけない大火になる

ことがあります。

吸いがらは、よく消して土を

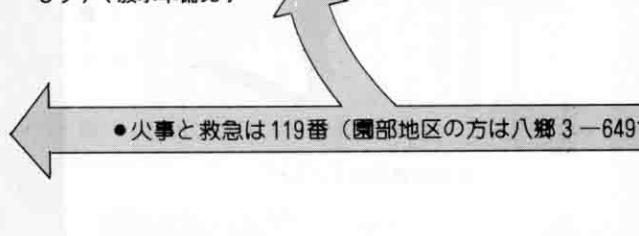
——これは、昔から伝えられてゐる林業関係者の合言葉です。



本堂にめがけ放水開始



もうすぐ放水準備完了



▲火災の通報はおちついで次の要領で

●火事です。……●大字〇〇字〇〇です。(場所)●〇〇小学校の東側です。

(目標)●〇〇が燃えています。(燃えている物)



犬の乳を飲む猫

園部地区陣場の市島京子さん宅で飼っている「犬」のメリ（生後約一年三ヶ月）と「猫」のミル（生後約四ヶ月）は、大仲良しで、メリの乳をミル

が飲んだり、よくじやれあつたりしています。

市島さんの話では、この二匹を昨年十二月から一日違いで飼い始めたところ、最初はけんかばかりしていたがだんだんなれ、一週間ぐらいたつたころから乳を吸いだして、そのうちにほんとうに乳が出るようになつたといいます。また、メリにはミルが自分の子供みたいに思えるらしく、いつしょに食事をやると、ミルに先に食べさせてから自分で食べたり、毎晩いつしょに寝たりしてかわいがづているそうです。

◎ありがとう

○瓦会小学校へグランドビ
アノ一台
部原 鈴木 豊



好評だった親子スキー教室

親子スキー教室が、1月6日から7日の1泊2日の日程で、福島県の磐梯国際スキー場で行われました。

この教室は、寒さに負けない体力を養い、初步的なスキー技術を習得してもらおうと、社会教育課が初の試みとして行ったもので、大人14人、子供31人の合わせて45人の参加者があり、参加者の評判も上々でした。



成人者は四四五名

成人的日の一月十五日、町では四百四十五名の若人が、めでたく成人式を迎えました。

町の式典は、同日午前九時三十分から柿岡中学校体育館で開かれ、三百五十六名が出席。町長から成人証書と記念品が贈られました。また、式典に続いて、成人者の代表三名による成年の主張発表会やアトラクションが行われ、記念すべき日の雰囲気を盛り上げました。

△一月二十二日、瓦会保育所では、園外保育として、総合運動公園グランドでたこ上げを行いました。子供たちは、大喜びで、たこを上げながらグランド

大会が、総合運動公園グランドで行されました。大会には、大きなたこや変わったたこなど、いろいろな手作りのたこを持参した約七十人が参加。デザイン、でき具合などを審査のあと実際にたこを上げ、上がり具合を競い合いました。なお、よく上がった人やデザイン、でき具合がよかつた人など十四人には、トロフィーや賞品が贈られました。

△一月十一日、町民たこ上げ

を走り回り、体力増強にも一役買つた楽しいたこ上げとなりました。



△瓦会保育所のたこ上げ

優秀な農業後継者七名が受彰

一月八日、役場議場で農政活動推進本部の農業後継者表彰式が行われ、次の方々が受彰しました。

- 菊地右史さん（金指、30歳）
- 桜井勇さん（上青柳、29歳）
- 岡野孔一さん（上曾、29歳）
- 高橋浩さん（大増、25歳）
- 横田武夫さん（宇治会、25歳）
- 熊岡清市さん（山崎、25歳）
- 原田隆さん（半田、30歳）

この表彰は、農業経営に従事する後継者を育成するため、他が参列して行われ、各受彰者が表彰しているもので、今年で二回めになります。

表彰式は、農政活動常任委員が参列して行われ、各受彰者が表

写真は、前列右から横田さん、菊地さん、桜井さん、後列右から高橋さん、熊岡さん、原田さん、岡野さん。



町出身の自衛官

国谷敏彦さん

海上自衛隊下総航空基地勤務
(野田出身 三十四歳)

大望の飛行機乗りになり、十
二年になります。

現在勤務する航空隊は、唯一の対機雷戦部隊です。私たちは、海上輸送の安全確保の

ために、日夜訓練に励んでおりまます。資源の少ない我が國は、石油や原料等を海外に依存しております。それらを運ぶ船舶の安全航行のための任務に喜びを感じ、誇りを自負しております。

現在子供二人で、近々家を建築の予定です。

アイロンは余熱の利用を

アイロンがけのコツは、ま

とめて短時間にかけるのがコ

ツですが、かける布地の順番

を考えることも大切です。ア

イロンは、通電後の温度上昇

は速く、スイッチを切ってから

の温度低下はゆっくりです。

ですから、使用する三分前に

スイッチを入れ、初めに木綿、麻、ウールなどをかけ、スイツチを切つてから、絹物、化織、ハンカチなどの小物をかけるよ

うにします。

またスチームアイロンには、ボットの湯を使いましょう。アイロンがけの時間短縮ばかりでなく、一度沸とうした水はカルキ分(石灰)が少なく、アイロ

ンの目つまり防止に役立ちます。

やまと文庫

短歌 吉田次郎選

落日をあかあかと受けて立ち並ぶビニールハウスは灯ともるごとし

研究所 栗原貞子

嫁ぎきて二十年の農の証(あかし)ふしぐれだちし手に刻まれぬ

片野 小野瀬もと

いつの間にか轍は止みて柿の木の梢(うれ)に冷たく月昇りたり

柿岡 大関きよ

俳句 滝田玉水選

鷺翔けてむらさき深し初筑波 東山崎 荒井岳山

着長しでせめて寛ろぐ松の内 大塚 友部ゆき江

元旦や始発のライト闇を衝き 真家 長谷川雅吾

俚謡 大木嶺月選

庭の老松幾歳重ね常磐綠の西の春 東山崎 荒井岳山

初日輝やき筑波の嶺を染めて明けゆく西の年 大塚 友部ゆき江

捨てた空缶道路の始末誰れか明るい町にする 真家 長谷川雅吾

下林 白田正源

大塚 友部ゆき江

荒井岳山

東山崎 荒井岳山

白田正源

大木嶺月選

大塚 友部ゆき江

荒井岳山

長谷川雅吾

東山崎 荒井岳山

白田正源

大木嶺月選

大塚 友部ゆき江

☆☆☆おしらせ☆☆☆

六百円で百万円の見舞金!

県民交通災害共済に加入を

昭和五十五年度県民交通災害共済の共済期間が、三月三十一日で終ります。継続して加入を希望される方は、二月一日から受け付けていますので、早めに手続きをしましょう。また、新たに加入される方は、いつでも受け付けていますので、ぜひ加入して下さい。

この共済に加入すると、年間六百円（中学生以下三百円）の会費で、交通事故で死亡した場合に百万円、ケガの場合には、その程度により一万円から二十五万円の共済見舞金が支給されま

す。また、ケガが原因で一、二級の身体障害を残すことになった場合には、三十万円の身障見舞金が支払われます。

△加入申込方法

会費を添えて、役場住民課で申し込んでください。印鑑は不要です。

△見舞金の請求手続

会員証と交通事故証明書、診断書、印鑑を持って、住民課で請求してください。

この場合、自動車安全運転センター所長の発行する「交通事故証明書」がないと見舞金が制限されますので、事故が起きた場合はすぐに警察署へ届けてください。

事故発生の翌日から一年以内に内閣府より公表された「国民年金（拠出）の支払月は、三、六、九、十二月となつておる、まもなく三月の支払日がやつてきます。

今度の支払額は、昨年十一月に支払われた額より下回ります。これは、十一月支払額（九、十、十一月分）には、本来の支払額のほかに、法律の改正によつて、支払額が七月にさかのぼつて引き上げられたため、七、八月分の差額が上乗せされていることによるものです。三月支払分から正常な支払額になるわけです。

年金支払額が、十一月と三月では異なります

ですが、身障見舞金については二年以内となっています。
※詳しいことは住民課（電三一一一一内線四一）へお問い合わせください。

「わが家のアイドル」

宮嶋功二くん（柿岡）

父 功さん 母 とき子さん

昭和54年2月16日生まれ（二男）

家族からの一言 2年生のお兄ちゃん、保育所のお姉ちゃんといっしょになって遊び回っています。言葉もはつきりしていて、物事もよく聞き分けられ、おばあちゃんのやる民謡の穏やかな歌をよく歌えます。世話をしない子で、茶目気も發揮しています。



ホン相談コーナーへ
悩みごと、困りごとはテレ

税の申告は3月16日までに

今年の所得税、住民税、事業税の確定申告期限は三月十六日です。忘れずによく申告しましよう。

○個人で事業を営んでいる方

所得税、住民税の申告をする

ときには、「事業税に関する事項」欄に、所要事項をもれなく記入してください。

税理士の無料納税相談

土浦税理士部会による無料納

税相談が、三月五日と六日の両日午前十時から午後三時まで、町商工会で実施されます。

税務署からハガキで案内があつた方や還付申告をする方は、お気軽にご相談ください。

市外局番（02994）がいらなくなります



現在、八郷局と美野里局相互間の電話は、市外局番（02994）が必要となっておりますが、3月25日（水）午後2時以降は市内電話と同じように、市内局番と電話先の番号をダイヤルするだけでかけられるようになります。

○申告不要の場合もあります
所得税または住民税の申告書を、期限内に税務署が役場税務課に提出した方は、個人事業税の申告は不要です。

詳しいことは、役場税務課（電三一一一内線三四）へ。